

令和7年3月28日

本部社員 各位

公益社団法人 高知県公共嘱託登記
土地家屋調査士協会
業務部長 前田 拓司

令和7年度 高知市道編入事業について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和7年度道路網再編成事業（高知市道編入事業）の業務単価が、令和7年4月1日より変更となります。

別添のとおり、新業務単価表及び計算書・概算見積書を送付させていただきますので、ご確認くださいませよう、よろしくお願いいたします。

高知市道路管理課から、市外在住の土地所有者・相続関係者の住民票（除票含む）、戸籍附票（附票の除票含む）の請求で現在、高知市道路管理課へ提出している「戸籍謄本等の交付について（申請）」とは別に、国（内閣府）からの指導により、別添請求書①②に必要事項記載のうえ、併せて提出するよう社員への周知の要望がありました。

また、令和7年度市道編入事業から、登記完了後に高知市道路管理課へ提出していた送付明細書の添付を廃止し、積算根拠図面に記載した、立会点、復元点及び境界標設置点を別添集計表③「立会点及び境界標設置箇所等集計表」に記載のうえ提出する事になりました。

つきましては、業務を担当される社員には対応頂きますようお願いいたします。

なお、様式を協会ホームページの社員専用ページ内ファイルライブラリーに順次掲載していきますので、ダウンロードの上、ご使用ください。

◎ 登記嘱託に添付する情報（書面）についての注意事項

高知市道編入事業で、高知地方法務局への登記嘱託時に代位原因として添付する「登記原因証明情報兼登記承諾書」（以下、「承諾書」）に土地所有者へ署名及び実印押印の際に地積測量図への実印割印が遺漏しているケースが見受けられます。寄附対象土地を記載した地積測量図と「承諾書」は実印割印にて一対の書面として取り扱いますので、実印割印の遺漏がないようお願いいたします。

（実印割印漏れ等不備がある場合は、事務局で受付できません。）

◎ 個人情報に関する再通知

令和5年3月31日付け高調協発第499号で通知しておりますが、個人情報取扱の安全管理措置につきまして、補助者が事務局で個人情報を受領する場合は、【担当社員から電話等による補助者への委任連絡と補助者証の提示】の徹底をお願いいたします。

公用申請書等につきましては、記載例をご確認の上、ご使用下さいますよう、併せてお願いいたします。

（記入漏れ等不備がある場合は、事務局で受付できません。）